

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年6月23日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿



提出者 〒292-0834

住 所 千葉県木更津市潮見二丁目8番地

氏 名 かずさ水道広域連合企業団
広域連合企業長 渡辺 芳邦

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0438-38-3276

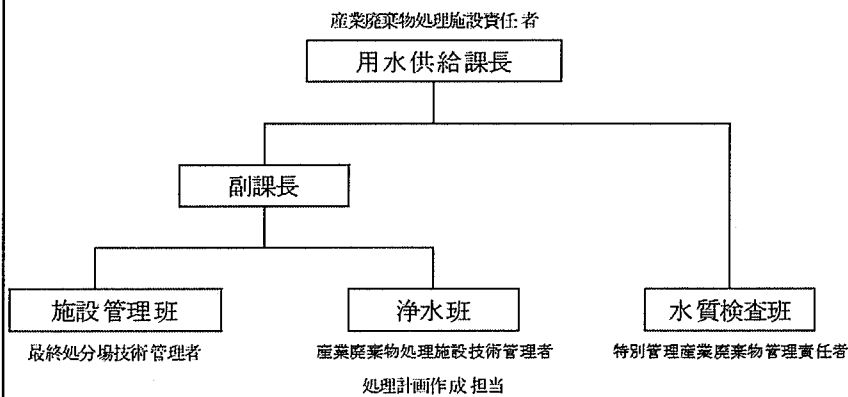
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	かずさ水道広域連合企業団 十日市場浄水場
事業場の所在地	〒292-0025 木更津市十日市場500番
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	大分類：電気・ガス・熱供給・水道業 中分類：水道業
② 事業の規模	令和7年度予定給水量 21,762,820m ³
③ 従業員数	74人（正職員37人、常勤関係職員37人）
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別添処理工程図参照

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排出量	20235 t	t
	（これまでに実施した取組） 河川濁度の変動に対し、凝集剤の注入率をできるだけ細かく変更することにより、発生する固形物量（汚泥量）を抑制している。大雨による河川の増水時、取水口下流にある堰が開放されて急激に濁度が上昇するので、その際には一時的に取水量を減量し、固形物（汚泥）の流入や凝集剤の使用量を抑制している。凝集効率の改善による凝集剤の注入率低減を目的として、硫酸注入設備を導入した。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排出量	21737 t	t
	（今後実施する予定の取組） 凝集剤の注入率については、降雨量・気温等の気象条件やろ過を阻害する生物の発生などの外部条件に大きく影響を受けるため、単年度ではなく長期的な視野を持って検討していく。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 汚泥だけなので、特に分別の必要はない。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 現状のまま。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) これまでに自ら再生は行っていない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 今のところ自ら再生する予定はない。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	17480 t	t
	(これまでに実施した取組) 継続的に含水率を測定し、脱水効率が低下して処理汚泥の含水率が上昇傾向となった脱水機の運転頻度を減らしている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	19246 t	t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き含水率の管理を進める。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 再生利用を進めることにより埋立量をできるだけ減量するよう努めている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	109 t	t
	（今後実施する予定の取組） 引き続き有効利用を進め、埋立量の更なる減量を目指す。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	全処理委託量	2755 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	2755 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	1684 t	t
	（これまでに実施した取組） 委託先を多様化し、委託先工場の事情による搬出停止で埋立量が増加することを防ぐ。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	全 処 理 委 託 量	2382 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	2382 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	1270 t	t
	(今後実施する予定の取組) 平成23年度に放射能問題で再生利用が停止した経験を踏まえ、委託先業者の選定においては、処理費用の高低だけでなく安定した処理能力を有すること、特に不足の事態への対応が早いことを重視していく。		
※事務処理欄			

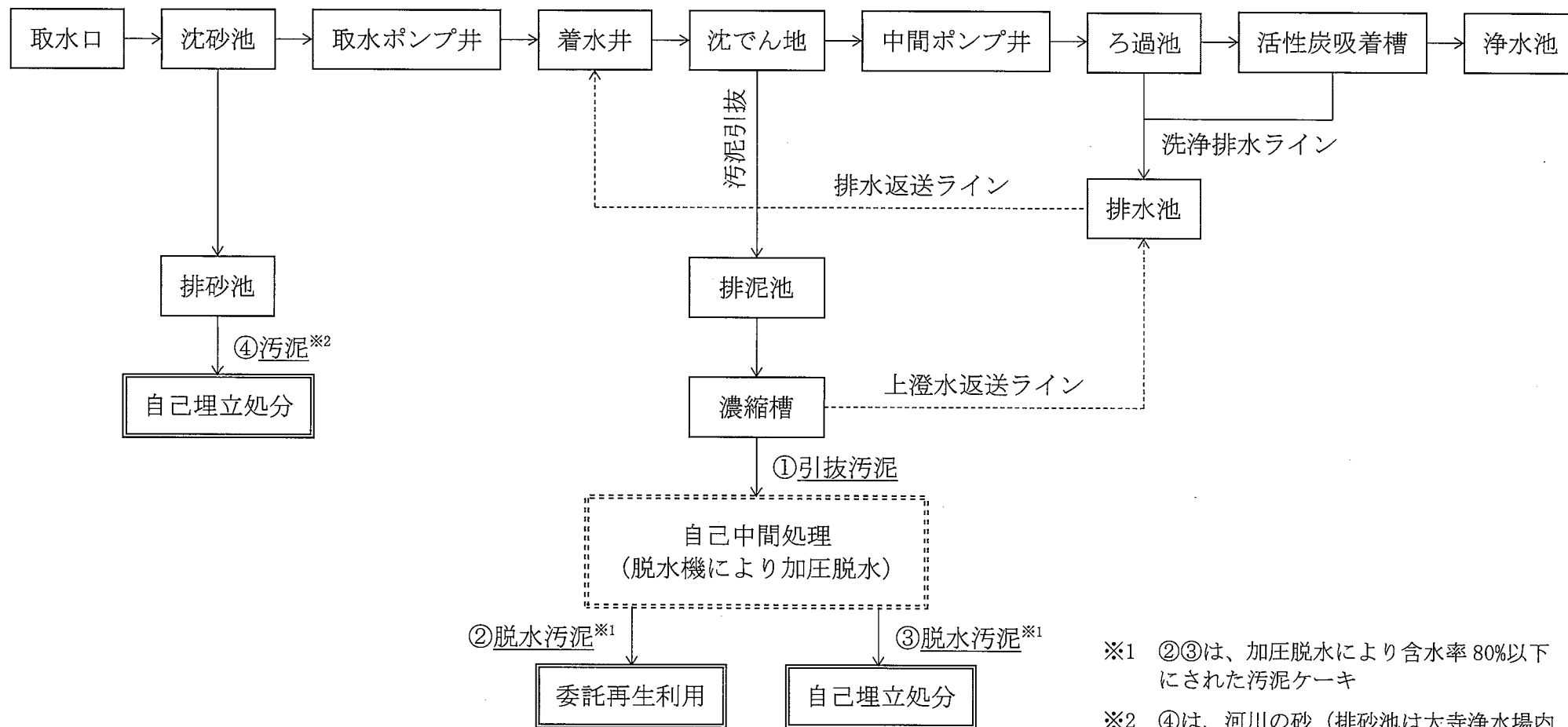
(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

処理工程図

浄水処理工程図（十日市場浄水場）



※1 ②③は、加圧脱水により含水率 80%以下にされた汚泥ケーキ

※2 ④は、河川の砂（排砂池は大寺浄水場内に設置されているため、処分量は大寺浄水場分で集計）